

事業資金を
借りたい

経営支援資金(小規模企業者特別枠) 【責任共有制度対象外】 (小口零細企業保証制度対応)

趣旨・目的

小規模企業者が経営の合理化、体質改善を図るための設備資金および運転資金

対象となる方

次のすべての要件を満たす者

- ① 原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模企業者
- ② 融資申込額を含めて保証協会の保証債務残高が2,000万円以内の者

支援内容

融資条件

融資限度額 (※1)	設備・運転の合計で1,000万円 (既存の保証協会保証付融資残高を含めて2,000万円以内)
融資利率 (※2)	年1.25%
融資期間 (※3)	設備資金 7年以内(据置1年以内) 運転資金 5年以内(据置1年以内)
信用保証料率	年0.50%~1.20%(必ず保証付き)
担保・保証人	無担保・原則無保証人(法人の場合の代表者を除く)
借入申込先	各商工会議所、商工会

(※1) 設備資金の場合は、融資対象について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないことが必要です。

(※2) 4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがあります。

(※3) 融資期間は1年以上としてください。